

# マイナ保険証をお持ちの加入者の方へ



マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、登録したものです。(手続きはご自身で行います)

## ① マイナ保険証を利用した医療機関等の窓口での受付方法

①カード読み取り



マイナンバーカードを  
カードリーダーに入れる

②本人確認



or

暗証番号の入力

1	2	3
4	5	6
7	8	9
	0	

顔認証または暗証番号の  
入力をお願いします

③同意

同意方法の確認

過去の医療情報等の提供に同意しますか。  
【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する  
個別に同意する

医師・薬剤師に提供  
するか選択

④完了

●●××様  
確認が完了しました。  
終了する場合は、マイナ  
ナンバーカードを取り出し  
てください。

受付完了後にリーダー  
からカードを取って終了

※医療機関等の窓口で、職員の方の指示があればそちらに従ってください。

❗ 万が一、カードリーダーの故障等で資格が確認できない場合は以下の提示ができれば保険診療が可能です。  
「マイナ保険証」+「マイナポータル資格情報の画面提示」(ダウンロードしたPDFも可)  
または健保組合から通知された「資格情報のお知らせ (KOSMO Webよりダウンロードしたものを印刷)」の提示

## ② マイナ保険証を利用し続けるための注意事項

### ① マイナンバーカードは必ず更新手続きをしましょう

マイナンバーカードには、ICチップに電子証明書の**5年の有効期限**が設定されています。有効期限経過後、3か月後の末日には証明書が無効となり、マイナ保険証としても利用ができなくなります。

有効期限前には、**自治体から「有効期限通知書」が届きますので必ず更新**を行いましょ。

### ② 転居時はマイナンバーカードを持って速やかに自治体に手続きをしましょう

転出・転入時には自治体に届出を行いますが、併せてマイナンバーカードも窓口へ提出する必要があります。

届出が遅れると、マイナ保険証として利用ができなくなる場合がありますので、速やかに手続きをお願いします。

### ③ マイナンバーカードを紛失したら自治体で再交付を受けましょう

マイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバー総合サイトでカードの一時停止ができます。再発行については、お住まいの自治体へお問い合わせください。なお、すぐに医療機関等へ受診の予定がある場合は、「資格確認書」を交付しますので、当健保に「資格確認書(再)交付申請・滅失届」をご提出ください。詳しくは健保HP [健保登録情報に関する手続き](#) をご確認ください。

### ④ 国外転出時は自治体に手続きをしましょう

国外転出予定日の前日までに「**マイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書**」の提出を行いましょ。手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効します。

なお、手続き後は、**国外転出者向けマイナンバーカード**として手元に返却され、国外転出後も利用可能となります。

詳しくは [マイナンバーカード総合サイト](#) [マイナンバーカードを国外で利用する](#) をご確認ください。